



埼玉県報

第636号
令和7年(2025年)
7月22日
火曜日

目次

告示

- 令和6年度全庁GIS基盤運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（行政・デジタル改革課）
- （仮称）新熊谷衛生センター整備事業に係る対象事業引継の届出（環境政策課）
- （仮称）新深谷清掃センター整備事業に係る対象事業引継の届出（環境政策課）
- 県道川越栗橋線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年七月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
令和6年度全庁GIS基盤運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
朝日航洋株式会社 東京都江東区新木場4丁目7番41号
- 5 契約金額
91,069,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第五百七十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第二十三条第一項の規定により、大里広域市町村圏組合から（仮称）新熊谷衛生センター整備事業の実施を他の者に引き継いだ旨の届出があったので、次のとおり公告する。

令和七年七月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 対象事業の名称

（仮称）新熊谷衛生センター整備事業

二 引継年月日

令和七年四月一日

三 引継の理由

大里広域市町村圏組合が解散することに伴い、対象事業実施者が変更となったため

四 新たに対象事業の実施を引き継いだ者

イ 名称

熊谷市

ロ 代表者

熊谷市長 小林 哲也

ハ 所在地

埼玉県熊谷市宮町二丁目四十七番地一

告 示

埼玉県告示第五百八十号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第二十三条第一項の規定により、大里広域市町村圏組合から（仮称）新深谷清掃センター整備事業の実施を他の者に引き継いだ旨の届出があったので、次のとおり公告する。

令和七年七月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 対象事業の名称

（仮称）新深谷清掃センター整備事業

二 引継年月日

令和七年四月一日

三 引継の理由

大里広域市町村圏組合が解散することに伴い、対象事業実施者が変更となったため

四 新たに対象事業の実施を引き継いだ者

イ 名称

深谷市

ロ 代表者

深谷市長 小島 進

ハ 所在地

埼玉県深谷市仲町十一番一号

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年七月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

川越栗橋線	路線名
久喜市上内字椎名二二三番一地先から同市葛梅二丁目一九番九地先まで	供用開始の区間
令和七年七月二十二日	供用開始の期日
令和七年五月二日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 二二・四七メートル	備考